

ロシアによるウクライナへの一方的な軍事侵攻に対する抗議と平和的手段による解決を求める決議

ロシアによるウクライナへの一方的な軍事侵攻が2月24日に開始された。

国際社会でも懸念が広がる中、安保理の要請による40年ぶりとなる国連総会の「緊急特別会合」が開かれ、グテーレス事務総長は「暴力の拡大が行き着く先は、子供を含む民衆の犠牲であり、絶対に受け入れることはできない」と述べ、会合では「ロシア非難決議」に141か国が賛成し国際社会の大多数の意思がはっきりと示された。

これ以上の惨禍を防ぐためにも、国連を中心に関係諸国が一致して外交努力を尽くしていくことを望む。

今、ウクライナで起きていることは身勝手な理屈によって破壊と殺りくを重ねる不法な行為である。主権と領土は不可分であり、力によって一方的に現状変更するロシアの行いが国際法違反であることは明らかである。

とりわけ、緊張が高まる中で、核戦力を念頭に抑止力を特別警戒態勢に引き上げた行為は核兵器による威嚇であり、この事態を到底看過することはできない。

ロシアは国連安全保障理事会の常任理事国であり、NPT（核兵器不拡散条約）の一員として核兵器の保有が許されているが、その核を振りかざして威嚇をする態度は、国際社会が課した「平和への責任」に矛盾する対応であり、断固として非難されなければならない。

本市は第2次世界大戦で最後の激戦地、沖縄戦終えんの地であり市内には多くの慰霊碑や平和の礎が建立されており、恒久平和を世界に希求する使命と責務がある。

よって、糸満市議会はロシアに対しウクライナへの一方的な軍事侵攻に強く抗議するとともに国際社会と対話し、一刻も早い停戦と即時撤退、平和的手段による解決を求める。

以上、決議する。

令和4年3月22日

糸 満 市 議 会